

1 白書

建設業とメディア業界の調査・分析結果を公表——過労死等防止対策白書

政府は10月1日、「令和元年版 過労死等防止対策白書」を閣議決定した。「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書で、今回で4回目となる。令和元年度版では、昨年7月の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の見直しに伴い、重点業種・職種に追加された建設業とメディア業界の調査・分析結果等を盛り込んでいる。

建設業

多い高齢技能者の脳・心臓疾患

白書では、重層下請構造の特徴がある建設業について、労災認定事案の分析とアンケート調査（企業、労働者）の結果を紹介している。

それによると、建設業において2010年1月から2015年3月までに労災支給決定（認定）された脳・心臓疾患事案は162件。これを職種別に見ると、「技能労働者等」（64件）、「現場監督、技術者等」（62件）、「管理職、事務・営業職等」（36件）となっている。全て男性の事案で、発症時の年齢階層別では、50歳代（54件）、40歳代（46件）、60歳代（27件）の順に多く、「現場監督・技術者等」では50歳代が、「技能労働者等」では60歳代が比較的多くなっている。

労災認定要因を見ると、いずれの職種も「長期間の過重業務」が最多だった。

事故や災害が技能者のストレスに

一方、同じ期間中における精神障害

事案は149件で、職種別に見ると、「技能労働者等」（62件）、「現場監督、技術者等」（59件）、「管理職、事務・営業職等」（28件）となった。男女別に見ると、男性（138件）、女性（11件）。発症時を年齢階層別に見ると、いずれの職種も、40歳代が最多となった。

発症に関与したと考えられる業務によるストレス要因（業務による出来事）は、「現場監督、技術者等」では、「仕事の量・質」（24件）、「技能労働者等」では、「事故や災害の体験」（29件）が最多となった。

また、自殺案件（54件）については、「現場監督、技術者等」（30件）が半数以上を占める結果となった。

適切な業務量と人員の確保を

次に、白書は、企業を対象としたアンケート調査の結果を報告している。

調査は、全国の建設業の企業4,000社（有効回答1,106件）、調査対象企業の労働者 3万4,458人（有効回答5,965件）を対象に実施した。

それによると、労働時間の把握については、「出勤簿等により確認」（技能労働者47.8%、技術者45.9%）が最も多く、次いで「タイムカード、ICカード等の記録を基に確認」（技能労働者27.8%、技術者32.2%）となった。

所定外労働が生じる理由は、技術者では、「業務量が多いため」（56.7%）、技能者では、「人員が不足しているため」（49.7%）が最多となった。

過重労働防止の取り組み状況については、「適切な賃金水準の確保」（76.6%）が最も多く、次いで「工事現場や事務所における健康確保の取

り組みの推進」（73.2%）となる。

過重労働の防止に向けた取り組みを実施するに当たっての課題は、「業界全体で取り組む必要がある」（70.7%）が最も多く、「顧客の理解・協力を得ることが難しい」（45.5%）が続いた。

また、労働災害防止に向けた取り組みでは、「事故や労働災害防止のための取り組みをしている」は92.1%と高い半面、「現場監督等に対する、事故発生時のメンタルヘルス対策に関する教育を実施」（21.9%）や、「事故や労働災害にあった（または目撃した）労働者に対する支援を実施」（19.0%）は2割前後に留まっている。

働き方改革とメンタルケアが重要

一方、労働者を対象としたアンケート調査によると、平均的な時期（通常期）における1週間の労働時間は、「40時間以上50時間未満」（50.6%）が最多で、平均45.2時間となった。また、繁忙期における1週間の労働時間は「60時間以上80時間未満」（32.7%）が最も多く、平均56.0時間となった。

所定外労働が生じる理由は、「業務量が多いため」（54.0%）が最も多く、次いで「人員が不足しているため」（43.2%）となった。

業務に関連したストレスや悩みについては、「職場の人間関係」（31.3%）、「休日・休暇の少なさ」（29.9%）、「無理な工期設定」（28.1%）の順となった。

過重労働防止に向けて必要な取り組みは、「人員を増やす」（56.1%）、「適切な工期や経費等の確保について発注元と協議、契約を行う」（49.3%）の順となった。

白書では、こうした結果を踏まえ、建設業界における働き方改革をより一層進めていくとともに、労働災害防止対策の徹底を図り、被災労働者に対するメンタルヘルスカケアを含む、職場のメンタルヘルス対策を推進することが重要としている。

メディア業界

放送と広告で8割を占める

白書は、メディア業界についても、労災認定事案の分析とアンケート調査の結果を紹介している。

2010年1月から2015年3月までに労災支給決定（認定）された脳・心臓疾患事案は22件。業種別に見ると、「放送業」（9件）、「広告業」（9件）、「出版業」（3件）、「新聞業」（1件）の順となる。職種別では、「プロデューサー」（4件）、「ディレクター」（4件）、「営業」（4件）がトップスリーで並ぶ。男女別に見ると、男性（18件）、女性（4件）となり、発症時を年齢階層別に見ると、40歳代（9件）、30歳代（6件）の順となる。労災認定要因別では、全て「長期間の過重業務」となった。

自殺案件は全て20歳代

一方、上記と同じ期間中の精神障害事案は30件で、業種別に見ると、「広告業」（17件）、「放送業」（8件）、「出版業」（3件）、「新聞業」（2件）の順となり、「広告業」が突出している。

職種別では、「営業」（6件）、「メディア制作」（5件）、「デザイナー」（4件）で多くなっている。

年齢別に見ると、20歳代（11件）、30歳代（8件）の順となり、全体の6割強が40歳未満の比較的若い世代の事案で占められている。また、自殺案件（4件）は全て20歳代だった。

発症に関連したと考えられるストレス要因（具体的出来事）では、長時間労働に関連するものが多く、そのほか、仕事の量・質や対人関係に関するものが多い。

タイムカードによる時間管理は半数

今回は、メディア業界についても、アンケート調査を実施している。

調査は、全国のメディア業界の企業4,000社（有効回答数703件）、調査対象企業の労働者3万5,859人（有効回答数4,280件）を対象に実施した。

企業調査結果によると、労働時間の把握方法については、「タイムカード、ICカード等の記録を基に確認」（制作職48.8%、営業職43.8%）、「労働者の自己申告に基づき把握」（制作職26.7%、営業職23.5%）の順となった。

また、所定外労働が生じる理由は、制作職では、「仕事の繁閑の差が大きい」（49.6%）が最も多く、営業職では、「顧客からの不規則な要望に対応する必要がある」（53.2%）が最多となった。

過重労働防止に向けて実施している取り組みは、「タイムカード、ICカード等の客観的な記録などにより、労働時間の把握・管理を推進」（60.6%）が最も多く、「健康確保の取り組みを推進」（53.5%）、「業務の分担や集約等を推進」（51.1%）が続いた。

過重労働防止に向けた取り組みを実施するに当たっての課題は、「労働者間の業務の平準化が難しい」（51.2%）がトップで、以下、「業界全体で取り組む必要がある」（34.3%）、「人員不足のための対策を取ることが難しい」（30.6%）となった。

業界全体で過重労働防止を

労働者調査結果によると、通常期に

おける1週間当たりの労働時間は、「40時間以下」（35.4%）が最も多く、次いで「40時間超50時間以下」（38.2%）となり、繁忙期では、「50時間超60時間以下」（24.1%）、「40時間超50時間以下」（19.0%）となった。

所定外労働が生じる理由は、「業務量が多い」（67.1%）が最も多く、「同僚等人員が不足している」（43.5%）、「仕事の繁閑の差が大きい」（43.2%）が続いた。

業務に関連するストレスや悩みの内容は、「業務量の多さ」（43.9%）が最も多く、「職場の人間関係」（31.3%）、「要求される品質（クリエイティブティ）」（27.8%）が続いた。業種別では、広告で「顧客からの過度な要求」（29.1%）、「無理な納期設定」（26.2%）が高くなった。

また、過重労働防止に向けて必要な取り組みは、「人員を増やす」（61.9%）、「業務の分担や集約等の推進」（51.3%）、「人材育成・能力開発により生産性の向上を図る」（47.6%）の順となった。業種別では、広告において「適切な期間や費用等の確保について発注元と協議、契約を行う」（44.9%）が高かった。

白書では、メディア業界においては、長時間労働の削減のためには、客観的な記録による労働時間の適正な把握を始めとする各企業における取り組みを進めるとともに、特に、顧客からの過度な要求が労働者のストレスとなっていることや、企業においても業界全体で取り組む必要があると考える割合が高いことから、メディア業界と取引先との間の取引環境の改善に向けた取り組みが重要としている。

（調査部）